

# 山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針

## 第1 総則

### 1 目的

本方針は、公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続き及び基準等を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 2 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PPP Public Private Partnership の略。公民連携。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。
- (2) PFI Private Finance Initiative の略。民間資金等の活用による公共施設等の整備等。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。PPP の一類型。
- (3) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (4) 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- (5) 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (6) 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- (7) 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- (8) 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (9) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- (10) 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。

## 第2 優先的検討の実施

### 1 優先的検討の開始時期

事業担当部局（当該事業を所管する部局をいう。以下同じ。）は、新たに公共施設等の整備等を行うために、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の

見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」又は「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」Ⅲ 1 (2) ⑦の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- (3) 「やまがた創生総合戦略」の改定を行うとき
- (4) 第2号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (5) 県有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (6) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

## 2 PPP/PFI制度所管課への報告

事業担当部局は、優先的検討を行う対象となり得る事業がある場合は、あらかじめPPP/PFI制度所管課（総務部働き方改革実現課）に事業概要を報告するものとする。

## 第3 優先的検討の対象とする事業

### 1 対象事業

次の(1)及び(2)に該当する事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）なお、他の自治体等でPPP/PFI手法による事業実績があり、又は民間事業者の経営ノウハウ等の活用によりサービス水準の向上が見込まれる事業については、必要に応じて、上記事業費基準にかかわらず、優先的検討を行うものとする。

### 2 対象事業の例外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

## 第4 適切なPPP/PFI手法の選択

### 1 採用手法の選択

事業担当部局は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第5の簡易な検討又は第6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

### 2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業担当部局は、過去のPPP/PFI手法の導入実績に照らし、指定管理者制度等の採用手法の導入が適切であると認められる場合、第5の簡易な検討及び第6の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

## 第5 簡易な検討

### 1 費用総額の比較による評価

事業担当部局は、様式1「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」及び様式2「簡易な検討の計算表（VFM計算シート）」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 利用料金収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 税金
- (7) 民間事業者の適正な利益及び配当

### 2 その他の方法による評価

事業担当部局は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、1にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

## 第6 詳細な検討

事業担当部局は、第5の簡易な検討において採用手法の導入が適していると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

## 第7 評価結果の公表

### 1 簡易な検討の結果の公表

#### (1) 費用総額の比較による評価の結果の公表

事業担当部局は、第5の1の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

PPP/PFI手法を導入しないことを決定後、適切な時期

イ PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容

入札手続の終了後等適切な時期

#### (2) その他の方法による評価の結果の公表

事業担当部局は、第5の2の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）

PPP/PFI手法を導入しないことを決定後、適切な時期

イ 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）

入札手続の終了後等適切な時期

### 2 詳細な検討の結果の公表

事業担当部局は、第6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

#### (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

PPP/PFI手法を導入しないことを決定後、適切な時期

- (2) PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容（第 6 の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）  
入札手続の終了後等適切な時期

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
a. 整備等費用 (運営等を除く)		
<算出根拠>		
b. 運営等費用		
<算出根拠>		
c. 利用料金収入		
<算出根拠>		
d. 資金調達費用		
<算出根拠>		
e. 調査等費用		
<算出根拠>		
f. 税金		
<算出根拠>		
g. 税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

# 簡易な検討の計算表 (VFM計算シート)

様式2

①Excelデータ様式への入力に当たっては、                    のセルに想定されている条件を入力して下さい。なお、全ての入力終了したら、Excelデータ様式左側の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。  
 ②右側の「簡易VFMの結果」及び「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」のセルに表示された数値を、様式1「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」に記載して下さい。(単位:千円、年)

## ■前提条件

		従来型手法	採用手法 の条件	採用手法	前提条件の入力方法	仮定した前提条件	
手法		従来型手法			採用手法(「①BTO・BOT・BOO・RO」、「②DBO」、「③BT」、「④指定管理者制度」)から選択して下さい。 (BOT・BOOは固定資産税等は考慮されていません。)		
事業期間	整備期間	1年	従来手法=採用手法	1年	1年間に設定してあります(変更できません。)		
	h. 維持管理・運営期間		従来手法=採用手法	0年	1~50年間から選択して下さい。		
費用・収入	a. 整備費				0 従来型手法の整備費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。		
	b. 維持管理・運営費(1年当たり)				0/年 従来型手法の維持管理・運営費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。		
	c. 利用料金収入(1年当たり)				0/年 従来型手法の利用料金収入と、採用手法における収入増加割合(%)を記入して下さい。		
資金面の内容							
d. 整備費に対する資金調達の内容	i. 現在価値への割引率		従来手法=採用手法	0.0%	現在価値への割引率を記入して下さい。(標準は2.6%になります。)		
	整備費に対する補助金・交付金の割合				整備費に対する補助金・交付金の割合(%)を記入して下さい。		
	整備費に対する起債の割合				整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。		
	整備費に対する一般財源の割合				整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。		
	整備費に対する民間資金の割合	—		整備費の100%	「100% - (補助金・交付金の割合 + 起債の割合 + 一般財源の割合)」が自動計算。BT・DB、DBOでは0%。		
小計		0%		100%	小計が100%になることを確認して下さい。		
d-1. 整備費に対する公共側の資金調達		↑ 小計を100%にして下さい					
d-2. 採用手法における整備費の資金調達	補助金・交付金の金額	0		0			
	起債金額	0		0			
	一般財源の金額	0		0			
	起債金利		従来手法=採用手法	0.0%	起債金利を%で入力して下さい。		
	起債償還期間	0年	従来手法=採用手法	0年	維持管理・運営期間になります。		
	起債償還方法		従来手法=採用手法	0年	期限一括、元利均等、元金均等から選択して下さい。		
採用手法の内容	割賦金利	—		0.0%	民間事業者の借入金利になります		
	割賦期間	—		0年	維持管理・運営期間になります。		
	e. 調査等費用	—			調査等費用を記入して下さい。(標準は25,000千円になります。)		
	f. 法人税等	—		32.11%	実効税率は32.11%を入力してあります。		
	採用手法における対価の調整		—			採用手法における対価の調整額で、自動計算されます。	
	g. 民間事業者のEIRR(※)	—				民間事業者の収益(資本金に対する配当等の利回り)を記入して下さい。(標準は5%になります。)	
採用手法の民間事業者の収益							

## ■簡易VFMの結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額	0	0	-0
%	—	—	#DIV/0!
※現在価値のVFM			

※VFMは現在価値に換算して比較を行うこととなっています。

## ■PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法
a. 整備等費用 (運営等を除く)	0.0億円	0.0億円
〈算出根拠〉		
b. 運営等費用	0.0億円	0.0億円
〈算出根拠〉		
c. 利用料金収入	0.0億円	0.0億円
〈算出根拠〉		
d. 資金調達費用	0.0億円	0.0億円
〈算出根拠〉		
e. 調査等費用	—	0.00億円
〈算出根拠〉		
f. 税金	—	0.00億円
〈算出根拠〉		
g. 税引後損益	—	0.00億円
〈算出根拠〉		
合計	0.0億円	0.0億円
合計 (現在価値)	0.0億円	0.0億円
財政支出削減率		#DIV/0!
その他 (前提条件等)	h. 事業期間年間 i. 割引率0%	

※ VFM: Value For Moneyの略。支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。  
 ※ SPC: Special Purpose Companyの略。ある特別の事業を行うために設立された特別目的会社のこと。  
 ※ EIRR: Equity Internal Rate of Returnの略。投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなるような割引率。